

棄権防止

農業委員の選挙と不在者投票

来る七月二十日に行われる農業委員選挙の不在者投票は、従前行われた各種選挙の不在者投票と略々同様な要領で行われますが、選挙人(大分市農業委員会委員選挙人名簿登録者)が選挙当日特に行わなければならない(公用や病氣等)のため投票できない方のために棄権しないで選挙権行使して感心するものです。から、期日迄なるべく早目に左記により投票され、折角の権利を棄てぬように致しましょう

一、不在投票選挙人の必要書類
①証明書
②公務出張の場合は所属の長
③私用旅行等の場合は市町村長

来る七月二十日に行われる農業委員選挙に際しては、選挙期間内に選挙人名簿を、次のように縦覧に供しますから、御覧の上誤りや

不在者投票

御注意下さい
一、日時
七月二十一日七月六日まで毎日午前八時三十分から午後五時
(選挙管理委員会)
二、場所
①市役所(選挙管理委員会と所属の各出張所)
(選挙管理委員会)
三、懸賞
中小企業協同組合の標語募集
社団法人日本中小企業連盟では、その必要効果を表現するに適切中小企業等協同組合法施行一周年なるものであること
の記念に当り、組合の趣旨徹底を
投稿 官製ハガキ一枚 一冊で

七月二十日は大分市農業委員選挙の日 農家の皆様! 投票をお忘れなく

農業委員の選挙人名簿を縦覧下さい

来る七月二十日に行われる農業委員選挙に際しては、選挙期間内に選挙人名簿を、次のように縦覧に供しますから、御覧の上誤りや

一、募集規定
二、募集期間
三、募集場所
四、募集方法
五、募集料

農業委員候補者の選挙運動の範囲について

禁止されるもの
①戸別訪問
②候補者自身が、親族、平素親交の密接にある知己などを訪ねて、選挙運動の範囲を越えて選挙運動すること
③裁判官、公安委員、警察官など特定の公務員の在職中の運動

一、選挙運動の範囲
二、選挙運動の方法
三、選挙運動の禁止事項
四、選挙運動の罰則

一、主権 大分市
二、後援 大分合同新聞社、大分市、大分市、大分市
三、期日 八月三十一日
四、募集期間 八月三十一日まで
五、募集場所 大分市、大分市、大分市
六、募集方法 大分市、大分市、大分市
七、募集料 大分市、大分市、大分市

一、主権 大分市
二、後援 大分合同新聞社、大分市、大分市、大分市
三、期日 八月三十一日
四、募集期間 八月三十一日まで
五、募集場所 大分市、大分市、大分市
六、募集方法 大分市、大分市、大分市
七、募集料 大分市、大分市、大分市

一、主権 大分市
二、後援 大分合同新聞社、大分市、大分市、大分市
三、期日 八月三十一日
四、募集期間 八月三十一日まで
五、募集場所 大分市、大分市、大分市
六、募集方法 大分市、大分市、大分市
七、募集料 大分市、大分市、大分市

一、主権 大分市
二、後援 大分合同新聞社、大分市、大分市、大分市
三、期日 八月三十一日
四、募集期間 八月三十一日まで
五、募集場所 大分市、大分市、大分市
六、募集方法 大分市、大分市、大分市
七、募集料 大分市、大分市、大分市

一、主権 大分市
二、後援 大分合同新聞社、大分市、大分市、大分市
三、期日 八月三十一日
四、募集期間 八月三十一日まで
五、募集場所 大分市、大分市、大分市
六、募集方法 大分市、大分市、大分市
七、募集料 大分市、大分市、大分市

一、主権 大分市
二、後援 大分合同新聞社、大分市、大分市、大分市
三、期日 八月三十一日
四、募集期間 八月三十一日まで
五、募集場所 大分市、大分市、大分市
六、募集方法 大分市、大分市、大分市
七、募集料 大分市、大分市、大分市

一、主権 大分市
二、後援 大分合同新聞社、大分市、大分市、大分市
三、期日 八月三十一日
四、募集期間 八月三十一日まで
五、募集場所 大分市、大分市、大分市
六、募集方法 大分市、大分市、大分市
七、募集料 大分市、大分市、大分市

一、主権 大分市
二、後援 大分合同新聞社、大分市、大分市、大分市
三、期日 八月三十一日
四、募集期間 八月三十一日まで
五、募集場所 大分市、大分市、大分市
六、募集方法 大分市、大分市、大分市
七、募集料 大分市、大分市、大分市

一、主権 大分市
二、後援 大分合同新聞社、大分市、大分市、大分市
三、期日 八月三十一日
四、募集期間 八月三十一日まで
五、募集場所 大分市、大分市、大分市
六、募集方法 大分市、大分市、大分市
七、募集料 大分市、大分市、大分市

一、主権 大分市
二、後援 大分合同新聞社、大分市、大分市、大分市
三、期日 八月三十一日
四、募集期間 八月三十一日まで
五、募集場所 大分市、大分市、大分市
六、募集方法 大分市、大分市、大分市
七、募集料 大分市、大分市、大分市

事業所統計調査に 協力願います

七月一日現在で実施

事業所統計調査がいよいよ本日、誤記や脱漏のないよう御留意
(七月一日)から始まり、皆様方 願います

の御家庭を調査員が一々訪問して
調査を行います。左記に該当する事業所

方々は、此の調査対象として申告
の義務がある方です。調査員
の質問には隠さず本当の事を御答
え下さい

此の調査は産業経済活動の実態
を把握すると共に、事業所名鑑を
作成し、今後行われる各種標本調
査の母集団を提供する事が主目
的で、皆様方の調査表は統計以外
の税金やその他の申告者である皆
様の不利益となるような事には、
法律を以て固く使用を禁止されて
おりますから、安心して真実の事
を御答え願います。尚法人には別
に広い用紙が配布されますから、
調査員の説明を良く聴かれて記入
車等々であります

事業所統計調査の区域と 調査員の方々

(敬称略)

区 域	調査員氏名	出張所名
田ノ浦、下白木	安部 光八 幡	
東上下八幡、金谷迫、大久保、 御幸、上白木、富士紡	姫野 治郎 同	
大分港	久保田直次 生 石	
浜の市、西生石	前田 良輝 同	
南生石、東生石	池田 義雄 同	
王子町 各三丁目	安部三郎 王 子	
南王子町	安部 豊 同	
南王子町 各二丁目		

南王子町 各二丁目	牧 慎 一 王 子
春日町	吉野 宗利 春日
勢家、勢家本町	油布 虎彦 同
春日町	一宮 正鬼 同
浜町南、浜町北	村山いせ子 浜 町
浜町東、芦崎	二宮アルエ 同
新川東	山崎百合蔵 同
新川西	田代小夜子 同
中島北、新中島南	首藤 勇 豊河原
弁天、新中島東、西	光根 善之 同
舞鶴、城崎、中島東	佐藤 政雄 中央
中島西、中島	三ツ尻才平 同
船頭町、堀川町	梅田 佐平 同
荷揚北、紺屋町、北新町	木村 直喜 同
西新町	松井 正子 同
竹町、本町	上田 四郎 同
名ヶ小路、中上市、中央四組全境	平山 薫 同
天神町、唐人町、栄町、東上市	志賀 勇 同
荷揚南、南新地	上枝 地代 同
長池町、稲荷町	安部京一郎 同
堀九井町、米屋町	河野 榮市 金 池
長浜町南、東、西	平岡 弘 同
金池町、金池南、新大道、金池管内	藤原 伸治 同
南新町	工藤 義彦 同
東新町南、北	渡辺 律子 同
坊ヶ小路、顕徳寺	伊藤 寛治 同
元町、古国府	等木 才平 上 野
六坊北、東	河野 止八 同
六坊南、上野東	荒巻 シン 同
上野北、南、律院	平松 良平 同
草場町、田窪町	江 熊 之 大 道
大道町一、二丁目	上田 栄一 同
大道町三丁目、新大道、大道管内	井尾 保 同
大道町五、六丁目	伊藤 伝 同
東大道、大道町四丁目	三宅 英雄 同
志手、権迫	古沢 茂 同
庄ノ原、深河内、竹ノ上、永興(旭町除)	中妻政喜 南大分
旭町、南太平寺	衛藤 倉喜 同

山羊、綿羊の腰マヒ症 豫防注射實施

山羊、綿羊にとって最も恐ろしい
腰麻痺症の発生期になつたので
大分市山羊協会及獣医師会の協力
を得て左記により第一期豫防注射
を実施致します。飼育者は必ず
注射を受けさせて下さい

記

七月五日と六日
午前八時王子神社
七月五日と六日
午前八時王子神社

三ヶ田町	泥谷 荒喜 南大分
上村、明成、尾ヶ	四草寺鹿太郎 同
豊饒、羽屋、畑中	佐藤 豊 同
富岡	佐藤 豪則 滝 尾
津守(除富岡)曲	内田喜代子 同
片島、羽田、米良	牧、美子 同
下郡南、北	高野ハナコ 同
花津留、中津留	甲斐 孝子 東大分
今津留	生山 睦馬 同
牧	佐藤きく子 同
萩原中、東	利光 精一 同
萩原西	後藤 達喜 同
新貝、西原	佐々木清子 日 岡
新高松、高松、豊高松	山下 幸郎 同
向 原	三浦 照子 同
京町三丁目、大一マート	松井平七郎 中央

水泳心得帖



梅雨明けと共に暑気が加わり、
大人も子供も水泳を樂し
むシーズンとなつたが、例年水泳
事故の大部分は水泳の場所の選択
を誤ることに起因し、危険で汚い
川などで泳がぬことが一番必要で
このような場所の独り泳ぎの如き
事故の大部分は水泳の場所の選択
を誤ることに起因し、危険で汚い
川などで泳がぬことが一番必要で
このような場所の独り泳ぎの如き

縣立公園

坂ノ市「日吉原海水浴場」
日豊線坂ノ市駅下車五分の坂の
市町営日吉原海水浴場開きは七月
一日行われる。白砂青松安全清潔
な海として本市より汽車やバスで
三十分で行け、県営の海洋会館の
軽便宿泊(申込は県教育廳総務調
査課)や各種設備がなされている
(弘報係)

比較的安全と思われる水泳場で
水泳を樂しむ場合でも次の心得は
水泳者の常識として是非心得て載
きたいことです
一、水泳の前には軽い準備体操を
すること
二、いきなり水に飛び込むことを
止め、手や顔、頭に水をかけ又
ワキの下に水をかけるなどよく
水に馴らすこと
三、頭を時々水で冷やすること
四、水泳時間は馴れない内は十分
か二十分づつ泳いで随で休むこ
と
五、指導者や対手のいない泳ぎは
禁物、特に子供には保護者が必
要
六、おぼれた人を助けるには
①先づ大声で人を呼び集める
②おぼれている者が岸より近い
時は手足で助けるが、遠い時は
竿、縄、フイ、丸太、帯を投げ
てこれにとりつかせる。不用意
に近づいて首に手を巻かれて溺
者共で死する例がよくあるの
で注意のこと
七、水泳がすんだらよく体を清水
で洗い整理体操をして、耳に入
った水は片足跳びでよく振り出
す (弘報係)

